市立小学校体育館空調設備整備事業 公募型プロポーザル 事業契約書(案)

令和7年11月 **◆ 八千代市**

市立小学校体育館空調設備整備事業 事業契約書(案)

八千代市(以下,「発注者」という。)と●●●●(以下,「受注者」という。)は市立小学校体育館空調設備整備事業(以下,「本事業」という。)に関して,以下のとおり事業契約(以下「本契約」という。)を締結する。

- 1. 事業名 市立小学校体育館空調設備整備事業
- 2. 事業場所 八千代市萱田町628番地 他
- 3. 事業期間 自 八千代市議会における本契約議案の議決のあった日の翌日 至 令和9年6月30日
- 4. 契約金額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
- 5. 契約保証金

本事業について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、発注者と受注者は、前文に規定する本事業の目的達成のため、相互に努力しなければならない。また、受注者は、受注者を構成する企業の各自担当する業務が円滑に履行されるように相互に努力・協力するものとする。

この契約は仮契約として締結されるものであり、発注者の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第2号)第2条の規定による八千代市議会の議決がなされたときは、これを本契約とする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者の記名押印の上、発注者が1通、受注者が1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 八千代市大和田新田312番地の5

八千代市

八千代市長 服部友則 印

受 注 者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、要求水準書等(発注者が市立小学校体育館空調設備整備事業の公募公告において公表した、公告書、実施要領、要求水準書、その他資料及びこれらに関する質疑回答をいう。以下同じ。)及び提案書類(受注者が市立小学校体育館空調設備整備事業の応募手続において発注者に提出した提案書、発注者からの質疑に対する回答その他受注者が契約の締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書、要求水準書等及び提案書類を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、市立小学校体育館空調設備整備事業(以下「本事業」という。)を事業期間内に完成し、設計図書等(受注者が、設計業務の履行として、要求水準書等及び提案書類に基づいて作成し、発注者に提出する設計図書、官公庁申請図書等をいう。以下同じ。)及び工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金を支払うものとする。
- 3 仮設,施工方法その他設計図書等及び工事目的物を完成するために必要な一切の 手段(以下「施工方法等」という。)については,この契約書及び要求水準書等に 特別の定めがある場合を除き,受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び要求水準書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(工程表)

- 第2条 受注者は、この契約締結後14日以内に要求水準書等及び提案書類に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証に代わる担保となる有価証券等の提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行,発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約 の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第52条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の 1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保 証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第 15条第2項の規定による検査に合格したもの及び第42条第3項の規定による 部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又 は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の 承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事 の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由があ る場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をし なければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金 債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用して はならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受注者は、成果物(第43条第1項の規定により読み替えて準用される第36条に規定する指定部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用 目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注 者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾な く自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、本事業の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して その機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせては ならない。

(下請負人の通知等)

- 第7条 受注者は、本事業の一部を第三者に請け負わせたときは、発注者に対して、 下請負人につきその名称その他必要な事項について書類の提出をしなければなら ない。
- 2 前項の届出事項に変更があったとき、受注者は変更届を発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、受注者に対し本事業の適正な確保を図るために必要な事項の報告を求めることができる。

(下請負人に対する受注者の義務)

- 第8条 受注者は、本事業の一部を第三者に請け負わせようとするときは、建設工事標準下請負契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告)、又は同約款に準拠した内容をもつ下請負契約書により、下請負契約を締結しなければならない。
- 2 受注者は、本事業の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請負人に対し、受注者から請け負った業務を更に第三者に一括して請け負わせることを禁止しなければならない。
- 3 受注者は、本事業の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請負人が賃金若しくは工事材料代金等の支払を遅延しないよう、代金の支払等に際し適切な措置を講じなければならない。
- 4 受注者の下請負人がその請け負った業務の一部を更に第三者に請け負わせよう とするときは、受注者は、当該下請負人に対し第1項及び第3項の規定に準じ適切 な措置を講じさせなければならない。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ 工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、 社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合にお いて、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前 項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注 者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同項に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている設計業務の履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第10条 発注者は,監督職員を定め,その氏名を受注者に通知しなければならない。 監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示,承諾又は協議
- ② 設計業務の履行についての受注者の管理技術者に対する指示、承諾又は協議
- (3) 施工業務の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示,承諾 又は協議
- (4) 設計図書等の承諾
- (5) 要求水準書等及び設計図書等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (6) 要求水準書等及び設計図書等に基づく工程の管理,立会い,工事の施工状況の 検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者 の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知 しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により、行わなければならない。

5 この契約書に定める催告,請求,通知,報告,申出,承諾及び解除については, 要求水準書等に定めるものを除き,監督職員を経由して行うものとする。この場合 においては,監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(設計業務に係る管理技術者等)

- 第11条 受注者は、設計業務の開始までに、要求水準書等及び提案書類に基づき、設計業務を統括する管理技術者及び工種ごとの設計担当者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を受けなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 受注者は、やむを得ず前項に定める者として提案書類に記載された者を選任できない場合は、発注者の事前の承諾を得て、その者と同等の能力を有する者を管理技術者又は設計担当者とすることができる。
- 3 管理技術者は、設計業務の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第12条 受注者は、施工業務の開始までに、要求水準書等及び提案書類に基づき、現場代理人及び主任技術者等(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者をいう。)を選定し、その氏名その他必要な事項を発注者に届け出なければならない。監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)、専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を選定したときも同様とする。
- 2 前項の届出事項に変更があったときは、受注者は変更届を発注者に提出しなければならない。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを 行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第 1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の 通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一 切の権限を行使することができる。
- 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって発注者に通知しなければならない。
- 6 現場代理人,監理技術者等(監理技術者,監理技術者補佐又は主任技術者をいう。 以下同じ。)及び専門技術者は,これを兼ねることができる。

(履行報告)

第13条 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、この契約の履行について 発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第14条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が本事業を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前3項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、 発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請 求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について 決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければなら ない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第15条 工事材料の品質については、要求水準書等及び設計図書等に定めるところによる。要求水準書等及び設計図書等にその品質が明示されていない場合にあっては、発注者と受注者が協議して定める。
- 2 受注者は、要求水準書等及び設計図書等において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7 日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第16条 受注者は、要求水準書等及び設計図書等において監督職員の立会いのうえ 調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、 当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければな らない。
- 2 受注者は、要求水準書等及び設計図書等において監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等及び設計図書等において見本又は、工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書等及び設計図書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたと きは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は

工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合 又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整 備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出し なければならない。

6 第1項,第3項又は前項の場合において,見本検査又は見本若しくは工事写真等 の記録の整備に直接要する費用は,受注者の負担とする。

(貸与品)

- 第17条 受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、 発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 2 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受注者は、故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第18条 発注者は、工事用地その他要求水準書等において定められた工事の施工上 必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日 (要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなけ ればならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、要求水準書等又は設計図書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去 せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注 者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことが できる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付け について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片 付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限,方法等については,発注者が受 注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第19条 受注者は、工事の施工部分が設計図書等に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第15条第2項又は第16条第1項から第3項までの規定 に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊 して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書等に適合しないと 認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該

相当の理由を受注者に通知して,工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第20条 受注者は、本事業の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を 発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければな らない。
 - (1) 要求水準書等の内容が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状,地質,湧水等の状態,施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書等で明示されていない設計又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる 事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならな い。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うこ とができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要がある と認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等の訂正又は変 更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、要求水準書等を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において,発注者は,必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し,又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書等の変更)

第21条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書等(公告書を除く)の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本事業の中止)

第22条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風,豪雨,洪水,高潮,地震, 地すべり,落盤,火災,騒乱,暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災

- 等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本事業を施工できないと認められるときは、発注者は、本事業の中止内容を直ちに受注者に通知して、本事業の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本事業の中止内容を受注者に通知して、本事業の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により本事業の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本事業の続行に備え、工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第23条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、本事業に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本事業等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第24条 受注者は、天候の不良、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本事業を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の 責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる 変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第25条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第26条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第24条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第27条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に 通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協 議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知 することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた 場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して 定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第28条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下、本条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下、本条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、 受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の 請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、 受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第29条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通 知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他本事業の履行上特に必要があると認めるときは、受 注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第30条 設計図書等及び工事目的物の引渡し前に、設計図書等及び工事目的物又は 工事材料について生じた損害その他本事業の履行に関して生じた損害(次条第1項 若しくは第2項又は第32条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者 がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された 保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由によ り生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第31条 本事業の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下、本条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本事業の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本事業の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本事業の履行について第三者との間に紛争を生じた場合に おいては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第32条 工事目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書等で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下、本条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下、本条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の 負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第15条第2項、第16条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の本事業に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところに より、算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害
 - 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には その評価額を差し引いた額とする。
- (2) 工事材料に関する損害
 - 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし, 残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
 - 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、 当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工 事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその 機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものに ついては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書等の変更)

- 第33条 発注者は、第9条、第17条、第19条から第25条まで、第28条から 第30条まで、前条又は第38条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費 用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負 担額の全部又は一部に代えて要求水準書等又は設計図書等を変更することができ る。この場合において、要求水準書等又は設計図書等の変更内容は、発注者と受注 者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場 合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に 通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又 は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場 合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(設計図書等の検査)

- 第34条 受注者は、設計図書等を完成したときは遅滞なく発注者に対して通知しなければならない。
- 2 発注者は前項の通知を受理したときは、その日から 10 日以内に設計図書等について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、設計図書等について補正を命ぜられたときは、 受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受け なければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。
- 4 発注者は、設計図書を受注者から受領し、それを検査したことを理由として、本事業の全部又は一部について責任を負担しない。

(設計図書等の変更)

第35条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知して、設計図書等の変更を求めることができる。この場合において、受注者は、発注者から当該通知を受領した後14日以内に、発注者に対してかかる設計図書等の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。発注者は、

発注者の責めに帰すべき事由により、設計図書等が変更される場合には、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事目的物の検査及び引渡し)

- 第36条 受注者は、本事業を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、本事業の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって本事業の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請 負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において は、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、本事業が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の 検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみ なして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第37条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。本条第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下、本項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第38条 発注者は、第36条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、 工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって 使用しなければならない。
- 3 発注者は,第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは,必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第39条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の本事業完成の時期を保証期限と する公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条 第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書 を発注者に寄託して、発注者が別に定める基準に基づいて、請負代金額の10分の 4以内の前払金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以 内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定める基準に基づいて、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。(受注者が契約締結時に中間前金払又は部分払、いずれかを選択し発注者に申し出るものとする。)この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときには、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、前金払の支払を受けた後に公共工事の設計変更その他の理由により契約変更を必要とする場合において、変更後の請負代金額が当初の請負代金額の5割以上増額したときは、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第41条まで、第45及び第46条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、発注者が超過額を還付させることが前金払の使用状況からみて著しく不適当であると認めたときは、この限りでない。
- 7 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が定める率(以下「財務大臣が定める率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第40条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前 払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証 書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保 証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければなら ない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に 代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第41条 受注者は,前払金を本事業の材料費,労務費,機械器具の賃借料,機械購入費(本事業において償却される割合に相当する額に限る。),動力費,支払運賃,

修繕費,仮設費,労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費 以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第42条 受注者は、本事業の完成前に、出来形部分(設計図書等を含む)並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第15条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては要求水準書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約 に係る完済部分又は契約期間が2年以上の国若しくは県の補助金の交付対象となる工事若しくは製造その他の請負契約に係る既済部分にあっては、その完済部分又 はその既済部分の代価の全額まで請求することができる。ただし、継続費又は債務 負担行為に基づく契約についての代価の支払いは、各会計年度の出来高予定額の範 囲内とする。
- 3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来 形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の 確認を発注者に請求しなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、第4項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。部分払金の額≦第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)
- 8 第6項の規定により部分払金の支払があった後,再度部分払の請求をする場合に おいては,第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から 既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第43条 設計図書等及び工事目的物について、発注者が要求水準書等において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第36条中「本事業」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「設計図書等及び指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第37条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第37条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、 指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、

発注者が前項の規定により準用される第37条第1項の請求を受けた日から14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額/請負代金額

(継続費に係る契約の特則)

第44条 継続費に係る契約において,各会計年度における請負代金の支払の限度額 (以下「支払限度額」という。)は,次のとおりとする。

令和7年度 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

令和8年度 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

令和9年度 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額を変更 することができる。
- 3 発注者は、第1項の支払限度額について、受注者と覚書を交わすことにより定めることができる。

(継続費に係る契約の前金払の特則)

- 第45条 継続費に係る契約の前金払については,第39条中「契約書記載の本事業完成の時期」とあるのは「契約書記載の本事業完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては,各会計年度末)」と,同条及び第40条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第42条第1項の請負代金相当額(以下,本条及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において,当該会計年度の当初に部分払をしたときは,当該超過額を控除した額)」と読み替えて,これらの規定を準用する。ただし,この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては,受注者は,予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。
- 2 前項の場合において、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を行わない 旨が要求水準書等に定められている場合には、同項の規定により準用される第39 条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの支払限度額に達しない場合には、第1項の規定により準用される第39条第1項の規定にかかわらず、 受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計 年度の前払金の支払を請求することができない。
- 4 前会計年度末における請負代金相当額が,前会計年度までの出来高予定額に達しないときには,その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては,第40条第3項の規定を準用する。

(継続費に係る契約の部分払の特則)

第46条 継続費に係る契約において,前会計年度末における請負代金相当額が前会 計年度までの出来高予定額を超えた場合においては,受注者は,当該会計年度の当 初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求すること ができる。ただし,契約会計年度以外の会計年度においては,受注者は,予算の執 行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、 第42条第7項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額) {請負代金相当額-(前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)}×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和8年度 1回

4 発注者は、前項の各会計年度における部分払を請求できる回数について、受注者と覚書を交わすことにより別に定めることができる。

(第三者による代理受領)

- 第47条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第 三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第37条(第43条において準用する場合を含む。)又は第42条の規定による支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第48条 受注者は、発注者が第39条、第42条又は第43条において準用される 第37条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにも かかわらず支払をしないときは、本事業の全部又は一部の施工を一時中止すること ができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ち にその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本事業の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本事業の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本事業の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第49条 発注者は、引き渡された設計図書等及び工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 設計図書等及び工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第50条 発注者は、引き渡された設計図書等及び工事目的物に関し、第36条第4項又は第5項(第43条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下、本条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下、本条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、 発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を 負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不 適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることが できる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等 当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げるこ とで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる 契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる 請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものである ときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めると ころによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適 合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合がある ことを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号) 第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住 宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定 める部分の契約不適合(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)につ いて請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項 の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

- 第51条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第51条の2又は第51条の3の 規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除すること ができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第51条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、本事業に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - ③ 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 第11条第1項に掲げる管理技術者等を設置しなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (6) 契約の履行につき不正行為があったとき。
 - (7) 発注者又はその補助者が行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第51条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。
 - (1) この契約に関して公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - (2) この契約に関して受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。
 - (3) 第4条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - (4) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の履行以外に使用したとき。
 - (5) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (6) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (7) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (8) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (9) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内 に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において。受注者 が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (11) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (12) 第53条又は第53条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (13) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる とき。
 - ウ 役員等が自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材,原材料の購入契約その他の契約に当たり,その相手方が アからオまでのいずれかに該当することを知りながら,当該者と契約を締結し たと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第51条の4 第51条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって 生じた損害の賠償を請求することができる。
 - ⑴ 工期内に本事業を完成することができないとき。
 - (2) この契約の設計図書等又は工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第51条の2又は第51条の3の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の 履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請 負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支 払わなければならない。
 - (1) 第51条の2又は第51条の3の規定により工事目的物の完成前にこの契約が 解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は,前項第2号に該当する場合と みなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において,会社更生法(平成 14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において,民事再生法(平成 11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは,第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し,発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は,請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。)につき,遅延日数に応じ,財務大臣が定める率を乗じて計算した額とする。
- 6 前項の損害金に 100 円未満の端数があるとき,又は損害金が 100 円未満であるときは,その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。
- 7 第2項の場合(第51条の3第1号,第2号,第11号及び第13号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において,第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは,発注者は,当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の催告による解除権)

第53条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第53条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を 解除することができる。
 - (1) 第21条の規定により要求水準書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第22条の規定による本事業の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が本事業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本事業が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条の3 第53条又は第53条の2に定める場合が受注者の責めに帰すべき 事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすること ができない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第53条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第53条又は第53条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第37条第2項(第43条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては,受注者は,未受領金額につき,遅延日数に応じ,財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第54条 発注者は、この契約が本事業の完成前に解除された場合においては、設計業務又は施工業務における出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第39条(第45条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金又は中間前払金の額(第42条及び第46条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金又は中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第51条の2、第51条の3又は第52条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が定める率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第51条、第53条又は第53条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が本事業の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が本事業の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が本事業の完成前に解除された場合において、工事用地等に 受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負

人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去 せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注 者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことが できる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付け について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片 付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限,方法等については,この契約の解除が第51条の2,第51条の3又は第52条第3項の規定によるときは発注者が定め,第51条,第53条又は第53条の2の規定によるときは,受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし,第4項後段,第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限,方法等については,発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本事業の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理に ついては発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の支払)

- 第54条の2 受注者は、この契約に関して第51条の3第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、第51条の3第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(工事妨害又は不当要求に対する措置)

- 第55条 受注者は、本事業の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。 (1) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定するものをいう。)から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 受注者の下請業者が暴力団等から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第56条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、八千代市競争入札参加資格者 指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請業 者が報告を怠った場合も同様とする。 (賃金不払等に関する勧告)

- 第57条 発注者は、受注者の下請負人が当該工事に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認められるときは、受注者に対して支払を遅滞した賃金のうち、当該工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払すること、その他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。
- 2 発注者は、受注者の下請負人が、当該工事の履行に関し、他人に損害を加えた場合において、必要があると認められるときは、受注者に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立替払すること、その他の適切な措置等を講ずる事を勧告することができる。

(火災保険等)

- 第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下、本条において同じ。)等を要求水準書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下、本条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付 したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第59条 受注者がこの契約に基づく賠償金,損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払の日まで財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第60条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものに つき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合そ の他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び 受注者は、建設業法による千葉県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。) のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、 専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等 の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争につ いては、第14条第4項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第6項 の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わず に同条第4項若しくは第6項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、 前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第61条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、 仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。 (解釈等)

- 第62条 発注者と受注者は、この契約と共に、要求水準書等及び提案書類に定める 事項が適用されることを確認する。
- 2 この契約の解釈に関して疑義が生じた場合,又はこの契約の規定について法令等の範囲内で変更する必要性につき検討の必要が生じた場合,発注者と受注者は,その都度,誠意をもって協議し,これを定める。
- 3 要求水準書等及び提案書類の間に齟齬がある場合,この契約書,要求水準書等,提案書類の順にその解釈が優先する(ただし,提案書類が要求水準書等を上回る水準の提案を規定している場合には,当該部分については提案書類が要求水準書等に優先する。)。

(補則)

第63条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。